

町制70周年

Tone-Machi 70th Anniversary

町制施行70周年を盛り上げていただける協賛事業を募集します

令和7年1月1日、利根町は町制施行70周年を迎えます。

そこで、町民や町内で活動する団体、企業（事業所）などの皆さんが実施するイベントや事業に「利根町制施行70周年」の冠をつけて、町と一緒に70周年を盛り上げていただく『協賛事業』を募集します。

▼対象事業

次のいずれにも該当する事業が対象となります

- ①利根町制施行70周年記念事業実施方針に沿った事業であり、利根町制施行70周年のPR及び機運の醸成につながる事業
- ②町が共催または後援する事業
- ③特定の参加者を対象とせず、実施団体の構成員以外の方が広く参加できる事業
- ④令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施される事業

※協賛事業の手続き等については、『利根町後援名義の使用承認に関する要綱』に準じます。町が共催・後援する事業のうち、利根町制施行70周年記念事業実施方針の趣旨に賛同いただける場合は、「利根町制施行70周年記念」の名称及びロゴマークを使用することができます。

▼支援内容

- ◇「利根町制施行70周年記念」の名義使用、ロゴマークの使用
- ◇のぼり旗の使用
- ◇協賛事業として各種媒体（広報とね・町公式ホームページ等）でのPR

※財政的な支援はありません。

※「広報とね」への掲載を希望する場合には、掲載希望月の2カ月前までに承認を受ける必要があります。

▼申請方法

後援申請の際に、利根町制施行70周年記念事業に賛同していただける旨をお伝えください。その際、希望する支援内容について確認させていただきます。

後援申請の詳細については、町公式ホームページ「利根町後援名義使用について」をご覧ください。

▼申請・問い合わせ 総務課 秘書広聴係 68-2211（内線319）



利根町後援名義使用について

令和5年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯（住民税非課税世帯）に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加給付分）として、1世帯当たり7万円を支給することになりました。

支給金額

1世帯あたり7万円。

支給対象世帯

世帯のすべての方が、

- 令和5年度住民税均等割非課税であること。
- 令和5年1月1日時点で国内に住所を有していること。
- 令和5年12月1日時点で利根町に住民登録をしていること。
- 住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。



支給方法

①プッシュ型支給

令和5年度に既に重点支援給付金（3万円）の給付を受けている世帯で、世帯構成及び課税状況に変更がない場合には、同口座にお振込みいたします。お手続きは必要ありません。

②申請書の提出が必要な場合【申請期限：令和6年2月29日（木）（消印有効）】

次に当てはまる方は、給付を受けるのに申請書の提出が必要となります。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に利根町役場福祉課の窓口へ直接又は郵送でご提出ください。

- ・世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合
- ・3万円の給付以降に世帯構成及び課税状況に変更があった場合
- ・3万円の給付を受けていない方で、上記支給対象世帯に当てはまる場合（3万円の給付申請期間は令和5年10月31日で終了しております。）

●問い合わせ先 利根町役場 福祉課 社会福祉係 給付金担当 ☎68-2211（内線133）



令和5年度町政懇談会を開催しました

町政全般について町民の皆さまの率直なご意見やご要望等をお伺いし、今後の町政に役立てることを目的に、令和5年11月18日（土）に町政懇談会を開催しました。
ご参加いただきました皆さま、貴重なご意見・ご提案をありがとうございました。

●令和5年度主要事業等の取組状況について

- ・総合振興計画策定について
- ・地域公共交通計画について
- ・チャレンジショップ等創業支援について
- ・コミュニティ・スクールについて など

●令和4年度決算の状況について

●令和5年度町政懇談会事前質問・回答

●意見交換議事録（概要版）



◀公表資料はこちらから（町公式ホームページ）